

計量器定期検査について

私たちは、日常生活の中で計量値（質量、体積、長さ等）を基に料金を支払っていることが多くあります。

計量法（平成4年法律第51号）では、商店、工場、病院、薬局、学校等で取引・証明用として使用している計量器は定期的に検査を受けることが定められています。

計量器は、使用することによって精度の劣化が起こります。そこでそれを防止するためには正しく使用することは勿論ですが、法律で定められた定期検査を受検することが大切です。定期検査は、性能・精度が一定水準に維持されているかどうかを検査するもので2年に1回となっています。

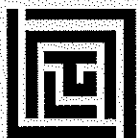
計量法では特定計量器を「取引又は証明に使用され、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係わる基準を定める必要があるもの」と定義しています。

取引・証明に使用される質量計の「非自動はかり」は、この特定計量器に含まれ、定期検査の対象となります。

- 1 検定証印・基準適合証印のない特定計量器は、取引・証明には使用できませんので、必ず検定証印及び基準適合証印のあるものを購入してください。



検定証印



基準適合証印



家庭用計量器マーク

※ 家庭用計量器このマークが付いている計量器は取引・証明には使用できません。

- 2 定期検査の対象となる特定計量器（非自動はかり）は、次のとおりです。

- ① 目量が10 mg以上であって、目盛標識の数が100以上のもの
- ② 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量が10 mg以上のもの
- ③ 表す質量が10 mg以上の分銅
- ④ 定量おもり及び定量増おもり

問い合わせ先

熊本市東区水源2丁目1-4
熊本市計量検査所
電話 369-0610

熊本市内代検査計量士一覧

氏名	住所	連絡先	FAX
M. A計量管理事務所 計量士 新 正美	熊本市八景水谷3丁目13-13	343-2828	343-2828
熊本市計量保全会 計量士 猪迫 寛	熊本市水源2丁目1-4 熊本市計量検査所内	090-1363-2242	369-1096
長沼計量士事務所 計量士 長沼 敬輔	熊本市帶山7丁目9-48	381-6183 090-5088-2958	381-6183

熊本市内の計量器定期検査の代検査の届出を行っている計量士です。

お手数ですが、検査手数料については、連絡先を記入しておりますので、直接お尋ね下さい。